

## 人事院規則 9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）の制定について

人事院は、特殊勤務手当の特例を設ける人事院規則 9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）を次のように制定し、本日公布し、同日に施行しました。なお、この規則による手当の支給は、平成23年3月11日に遡って行われます。

### I 規則制定の趣旨

著しく特殊な業務を行う一般職の国家公務員には、人事院規則 9-30により特殊勤務手当が支給されることとなっています。

東日本大震災の発生に伴い、一般職の国家公務員が災害応急作業等の業務に従事していますが、その中には著しく特殊な業務であって特殊勤務手当を措置することが必要と認められるものの、現行の規則において手当の支給対象とされていない業務があります。これらの業務に従事する職員に対して手当を支給するため、特例規則を制定しました。

### II 規則の概要

#### 1 災害応急作業等手当の特例

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故の発生に伴い、福島原発の敷地内及びその周辺の区域で業務を行う職員については、被ばくの危険性、それに伴う精神的労苦等の特殊性が認められます。そこで、これらの職員に対し、以下のような手当を支給します。

業務を行う区域	手当額（日額）	
福島原発の敷地内	免震重要棟の外 20,000円 (原子炉建屋の中における業務は40,000円)	免震重要棟の中 5,000円
警戒区域 (福島原発から半径20km圏内)	屋外 10,000円(※) (福島原発から半径3km圏内は20,000円)	屋内 2,000円
計画的避難区域	屋外 5,000円(※)	屋内 1,000円
屋内退避指示区域 (4/22に解除) (福島原発から半径20～30km圏内)	屋外 2,500円(※)	—

※1日の作業時間が4時間に満たない場合の手当額は、上記手当額に60/100を乗じた額

- ② 異常な自然現象により災害が発生した現場（河川の堤防、道路又は港湾施設等）で行う巡回監視、災害状況等の調査又は応急作業等の業務や、その周辺で行う災害警備、遭難救助等の業務については、現在、災害応急作業等手当が支給されています（1日につき710円～1,080円）が、東日本大震災に対処するためこれらの業務に引き続き5日以上従事した場合、それぞれの手当額を2倍に増額します。

## 2 死体処理手当の特例

現行の規則において、遺体の収容等の業務に従事した場合の手当は、警察庁若しくは海上保安庁に所属する職員又は検察庁に所属する検察事務官にのみ支給されることとなっています。今回の震災においては、非常に多くの犠牲者が出たことにより、これまで手当の支給対象とされていない職員が遺体を取り扱う業務に従事したり、通常は想定されない多数の遺体を取り扱っている職員がいることから、以下の特例を設けました。

- ① 通常、遺体を取り扱う業務に従事することが想定されない職員が、このような業務に従事した場合にも手当を支給します。（1日につき1,000円）
- ② 1日に10人以上の遺体の収容等又は検視の業務に従事した場合、手当額を増額します。
- i 遺体の収容等の業務 1日につき 現行1,000円 → 2,000円
  - ii 検視の業務 1日につき 現行1,600円 → 3,200円

以 上

問	人事院事務総局給与局給与第三課長	和田 縁
合	課長補佐（手当第二班）	小倉 隆久
せ	電話(03)3581-5311（内線2551）	
先	(03)3581-5335（直通）	